

2024年9月26日

CCMJ 資格試験（能力試験）受験者各位

日本CM協会 資格・試験委員会

2024年度CCMJ資格試験（能力試験）に関する特例措置について

平素は日本CM協会の事業・活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

先般「台風10号に伴うCCMJ資格試験（能力試験）の開催について（8月31日改訂版）」および「CCMJ資格試験（能力試験）の台風10号等に伴う特例措置に必要な報告のお願い」（9月5日）にて、公共交通機関の遅延等により試験を受けられなかった受験者申込者および試験会場における対応不備により不都合が発生した受験者の方に、特例措置の対象となる場合がある旨ご連絡させていただきました。

この度、特例措置の内容を下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては、合格発表(10月25日)と同時に特例措置対象者を含む上述の内容を事前に連絡させていただいた方宛に日本CM協会から連絡いたします。

記

1. 受験料の一部返金

- ① 特例措置の対象者の内、知識試験と能力試験の受験申込者
 - ・ 受験種別および会員種別に基づく能力試験のみの相当額
- ② 同、能力試験のみの受験申込者
 - ・ ①に同じ

2. 受験資格の有効期間

- ① 同、知識試験と能力試験の受験申込者
 - ・ ACCMJの合格者とみなし、合格後5年以内の知識試験を免除
- ② 同、能力試験のみの受験申込者
 - ・ 知識試験の免除期間を1年間延長

本件に関してご不明な点等は、日本CM協会の本部事務局（hq@cmaj.org）までお問い合わせください。

以上